

## ○静岡県民の歯や口の健康づくり条例

平成 21 年 12 月 25 日

条例第 75 号

静岡県民の歯や口の健康づくり条例をここに公布する。

### 静岡県民の歯や口の健康づくり条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、歯や口の機能が全身の健康を維持増進するうえで重要な役割を果たしていることにかんがみ、本県の歯や口の健康づくりについての基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯や口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定め、歯や口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる県民の健康の増進に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第 2 条 歯や口の健康を保持するためには、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び早期に治療することが重要であることから、歯や口の健康づくりに関する施策は、生涯にわたる歯や口の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進しつつ、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策との有機的な連携を図り、講ぜられなければならない。

#### (県の責務)

第 3 条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯や口の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (市町との連携協力等)

第 4 条 県は、歯や口の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施している市町との連携協力及び調整に努めるものとする。

#### (市町への支援等)

第 5 条 県は、市町が歯や口の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は住民が参加し 8020 運動(80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つよう歯や口の健康づくりを進める運動をいう。以下同じ。)を推進する市町単位の組織を設置しようとするときは、その求めに応じて、情報の提供及び専門的又は技術的な支援を行うものとする。

#### (保健、医療、福祉、教育等に関係する者の役割)

第 6 条 保健、医療、福祉、教育等に関係する者は、基本理念にのっとり、県民の歯や口の健康づくりの推進並びにそれぞれの者が行う歯や口の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

#### (県民の役割)

第 7 条 県民は、歯や口の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、自らの歯や口の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

#### (財政上の措置)

第 8 条 県は、歯や口の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (基本的施策の実施)

第 9 条 県は、県民の歯や口の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 生涯にわたり歯や口の健康づくりについての関心と理解を深め、自主的な努力を促進するため、8020 運動を推進し、及び 8020 推進員(歯や口の健康づくりに関する研修を受講し、地域において啓発活動を行う者をいう。)を養成すること。
  - (2) 最もむし歯になりやすい幼児期及び学齢期において、科学的根拠に基づくむし歯予防対策を推進すること。
  - (3) 歯を失う大きな原因である歯周病の罹患率が高まる成人期において、歯科医師等専門家との連携により、歯周病予防対策を推進すること。
  - (4) 障害のある者及び介護を必要とする者等に対する在宅での歯科医療及び口腔ケア等の適切な歯や口の健康づくりを確保し、及び推進すること。
  - (5) 歯や口の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上に関すること。
  - (6) その他歯や口の健康づくりに必要な調査研究及び施策を推進すること。
- 2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するため、市町、医療保険者等が行う歯や口の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的又は専門的な見地からの情報の提供及び助言等を行うものとする。
- 3 県は、第 1 項各号に掲げる基本的施策を効果的に実施するため、おおむね 5 年ごとに県民歯科疾患実態調査(県民の歯科疾患の実態についての調査をいう。)を行うものとする。

(県歯科保健計画)

第 10 条 知事は、生涯にわたる県民の歯や口の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯や口の健康づくりに関する基本的な計画(以下「県歯科保健計画」という。)を定めるものとする。

- 2 県歯科保健計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 歯や口の健康づくりに関する施策についての基本的方針
  - (2) 歯や口の健康づくりに関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、歯や口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、県歯科保健計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県 8020 推進住民会議の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、県歯科保健計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、歯や口の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、おおむね 5 年ごとに県歯科保健計画を見直すものとする。
- 6 第 3 項及び第 4 項の規定は、県歯科保健計画の変更について準用する。

(静岡県 8020 推進住民会議)

第 11 条 県は、県歯科保健計画の推進を図るため、静岡県 8020 推進住民会議(住民が参加し 8020 運動を推進する県単位の組織をいう。以下「県民会議」という。)を設置する。

- 2 県民会議は、次に掲げる事項を処理する。
- (1) 県歯科保健計画に関し、第 10 条第 3 項に規定する意見を述べること。
  - (2) 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な歯や口の健康づくりに関する施策について、知事に意見を述べること。
  - (3) 県の歯や口の健康づくりに関する施策の実施状況について評価すること。
- 3 前項に定めるもののほか、県民会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。